令和６年度【水産林務部】
総合評価落札方式のガイドライン運用の改正概要（1/2）

１　簡易な施工計画

①　簡易な施工計画にかかる技術的所見について

〇技術的所見の記載について文字数の制限を規定
- 簡潔に記載することとし１つの事項につき400字程度以内で記載するよう規定。

②　簡易な施工計画の項目

〇施工上の対処すべき技術的所見について事項を改正
- 周辺環境に関する事項を、自然環境と社会環境に分割。
- 入札参加者が、現場条件等から独自にテーマを設定し、それに対する技術的所見を記載する事項を新設。

改　正　前

ア　周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫に関する事項
イ　より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項
ウ　一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項
エ　その他（個別の工事毎に、具体的に設定）

改　正　後

ア　自然環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫に関する事項
イ　社会環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫に関する事項
ウ　より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項
エ　一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項
オ　その他①（発注者が個別の工事毎に、具体的に設定）
カ　その他②（入札参加者による独自設定）

２　担い手の育成・確保

①　「雇用環境への取組」奨学金返還支援に関する取扱

〇評価対象を貸与型奨学金の返還支援のみから、給付型奨学金も対象とする規定を追加

改　正　前	改　正　後
奨学金返還の支援を行っている、又は行う規定を設けている企業	奨学金返還の支援、又は奨学金の支給（給付団体への出資を含む）を行っている、又は行う規定を設けている企業

令和６年度【水産林務部】
総合評価落札方式のガイドライン運用の改正概要（2/2）

３　地域の守り手確保

①　「多様な雇用への取組」のうち障がい者就労支援の取扱

〇資格審査時以外にも、北海道働き方改革推進企業認定制度の「障がい者」の取組分野に該当する企業を評価できるよう改正。

改　正　前

令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業。

改　正　後

令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業、又は北海道働き方改革推進認定制度の「障がい者」の取組分野に該当があり、写しの提出があった企業。
（北海道働き方改革推進企業認定制度の有効期間の終了日が公告日以降のものを有効とする。）

通常時

ア　評価対象の種類

評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。

団体名	推奨単位				
	１年間	２年間	３年間	４年間	５年間
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット以上	40 ユニット以上	60 ユニット以上	80 ユニット以上	100 ユニット以上
(公社)土木学会	50 単位以上	－	－	－	－
(公社)日本技術士会	50 CPD時間以上	－	150 CPD時間以上	－	－
(一社)森林・自然環境技術者教育会	20 CPD時間以上	－	－	－	100 CPD時間以上

イ　評価基準

（ア）　配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。

（イ）　推奨単位は上表のとおりとする。

（ウ）　推奨単位の１年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。

（公告日が令和6年度の場合、令和6年3月31日迄の1年間とする。）

（エ）　推奨単位の２年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。

（２年間の場合、前々年度及び前年度の２年間）

特例措置

○公告日が令和６年(2024 年)４月１日～令和７年(2025 年)３月 31 日の工事

総合評価落札方式の「配置予定技術者」の評価項目「主任(監理)技術者の継続教育」のうち、「ア　評価対象の種類」の表については、次表により取り扱う。

団体名	評価単位				
	１年間	２年間	３年間	４年間	５年間
	R5.4.1～R6.3.31	R4.4.1～R6.3.31	R3.4.1～R6.3.31	R2.4.1～R6.3.31	H31.4.1～R6.3.31
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット以上	30 ユニット以上	40 ユニット以上	50 ユニット以上	60 ユニット以上
(公社)土木学会	50 単位以上	－	－	－	－
(公社)日本技術士会	50 CPD時間以上	－	100 CPD時間以上	－	－
(一社)森林・自然環境技術者教育会	20 CPD時間以上	－	－	－	60 CPD時間以上

（　「イ　評価基準」の取り扱いは、通常時と同じです。　）